

# 受験資格等質疑応答集

- (1) 受験地に関すること Q1. ~Q2.
- (2) 実務経験に関すること Q3. ~Q21.
- (3) 提出書類に関すること Q22. ~Q29.
- (4) 実務経験証明書の省略（省略受験）に関すること Q30. ~Q32.
- (5) その他 Q33. ~Q36.

## (1) 受験地に関すること

**Q1.** 私は、受験資格に該当する特別養護老人ホームの生活相談員として、石川県内の施設で5年間かつ900日以上勤務しています。受験申込日現在、富山県在住ですが、受験地はどちらになりますか。

**A** 受験地は、受験申込日現在、受験資格に該当する業務の勤務地によって決まります。 富山県受験となるのは、受験申込日現在、(1) 富山県内で受験資格に該当する業務に従事している場合、もしくは、(2) 受験資格に該当する業務に従事していないが現住所が富山県内にある場合です。設問の場合は、石川県内で受験資格に該当する業務に従事しているので、石川県受験となります。

**Q2.** 私は、看護師として、富山県内にある派遣会社に登録し、石川県の病院に派遣され勤務しています。受験地はどちらになりますか。

**A** 受験資格に該当する業務を石川県内で行っているため、石川県受験となります。

## (2) 実務経験に関すること

**Q3.** 私は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する居宅介護事業者において、サービス提供責任者として従事していますが、受験資格はありますか。

**A** ありません。介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格では、介護保険法上またはそのサービスに相当するサービスに係る業務を行っている事業者(試験実施要項P11「別表2」の④の受験資格コード402、403参照)におけるサービス提供責任者でなければ受験資格はありません。

**Q4.** 私は、知的障害児通園施設において、児童指導員で3年、介護業務で2年従事していました。受験資格に該当しますか。

**A** 知的障害児通園施設は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項に該当せず、受験資格に該当しません。また、上記基準第49条第1項には自閉症児施設も該当しません。

**Q5.** 私は、看護師として4月1日に病院に採用され勤務していますが、看護師免許証に記載された免許交付日が4月28日の場合、実務経験として、いつから算入できますか。

**A** 免許証交付日前の期間は算入できません。 実務経験として算入できるのは4月28日からとなります。なお、登録日以前から准看護師の資格を持って看護業務を行っている場合については、看護師の免許証と合わせて准看護師の免許証を提出していただくことで、期間算入ができます。  
※ 受験資格に該当する国家資格等に基づく業務は、全て資格の登録年月日以降からの期間算入となります。

**Q6.** 私は、看護師として5年間、病院で看護業務を行ってききましたが、その間に1年間育児休業を取得しました。この期間の取り扱いはどうなりますか。

**A** 育児休業、病気休業、介護休業等の期間については、従事期間の算入対象とはなりません。ただし、産前産後休暇は従事期間の算入対象となります。

**Q7.** 私は、病院でMSW（メディカルソーシャルワーカー）として10年以上勤務していますが、国家資格等を持っていません。この場合、受験資格はありますか。

**A** 現在の状況では受験資格はありません。受験資格コード401に該当する業務の場合は、以下のア～エのいずれかの要件を満たす方、または試験日前日までに満たすと見込まれる方が受験の対象者となります。

ア 社会福祉主事任用資格を取得した方

イ 介護職員初任者研修課程もしくは実務者研修またはこれらに相当する研修を修了した方

ウ 試験実施要項P8の2受験資格コードの「別表1」に掲げる国家資格等を取得した方

エ 試験実施要項P9～「別表2」の②または③に掲げる相談援助業務に1年以上従事した方

**Q8.** 私は、病院で医療事務をしながら、必要に応じて、患者やその家族からの簡易な相談に対応しています。受験資格コード401に該当しますか。

**A** 受験資格コード401は、当該医療機関において、医療相談室等が設けられ、そこに医療相談員（MSW、PSW等）として配置されている方が該当します。よって、医療事務（受付・案内・カルテ作成補助・診療報酬明細書作成等）は受験資格に該当しません。

**Q9.** 私は、何も資格を持たないで、一般病棟で看護補助（介護）業務に5年以上従事しています。受験資格に該当しますか。

**A** Q16と同様に、一般病棟であっても看護補助の業務に従事している場合であって、その主たる業務が介護等の業務である場合は、実務経験として算入できます。ただし、試験実施要項P6の1の（1）のイの①～④の資格等をお持ちでない場合は、「10年以上かつ1800日以上の実務経験」が必要となります。

**Q10.** 私は、薬剤師の免許を持ち、製薬会社で5年間、医薬品の研究業務を行っています。この場合、受験資格に該当しますか。

**A** 国家資格を有していても、教育業務、研究業務、事務、営業など要援護者に対する直接的な対人援助業務を行っていない期間は、受験に必要な実務経験として認められません。よって、この場合は受験することができません。

なお、薬剤師の業務は、調剤・医薬品の供給等をつかさどること（薬剤師法第1条）とされていますので、薬局での処方箋による調剤業務、薬店での一般用医薬品に対する薬事指導を行う場合に受験資格に該当し、化粧品・雑貨等の販売のみを行っている場合については受験資格に該当しません。

**Q11.** 私は、栄養士の免許を持ち、民間企業の社員食堂で献立作成や調理をしています。この場合、受験資格に該当しますか。

**A** 栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています（栄養士法第1条）。献立作成やメニュー開発、調理業務、食器衛生管理は要援護者に対する直接的な対人援助業務でないため、受験に必要な実務経験として認められません。

**Q12.** 私は、栄養士の免許を持ち、派遣会社から栄養士として病院に派遣され勤務しています。この場合、受験資格に該当しますか。

**A** 栄養士の業務は、栄養指導に従事する者とされています（栄養士法第1条）。よって、派遣会社と病院との派遣委託契約において、その契約した業務内容に患者等への栄養指導・栄養管理等が含まれていることを確認できる場合は、実務経験に算入することができます。ただし、この場合は、実務経験証明書の他に、派遣先での業務が、栄養指導・栄養管理を含む国家資格に基づく直接的な対人援助業務であることが確認できる書類（委託契約書の写し等）の添付が必要です。

**Q13.** 私は、県内に多数営業所を開設している民間のマッサージサロンで、あん摩マッサージ指圧師として勤務しています。この場合、受験資格に該当しますか。

**A** 勤務しているマッサージサロンが管轄保健所に、あん摩マッサージ指圧の施術所として届出を行っている場合は、受験資格に該当します。受験申込みの際には、実務経験証明書の他に、「施術所開設届」の写し（保健所の収受印が押されたもの）を添付してください。

**Q14.** 私は、訪問介護事業所で登録ヘルパーとして勤務しています。業務は生活援助ですが、現場では必要によって身体介護も行っています。この場合、実務経験として算入できますか。

**A** 実務経験として算入できるのは、従事者（受験申込者）の主観ではなく、業務報告書などの客観的な資料により介護業務として証明される場合に限られます。

**Q15.** 私は、訪問介護事業所の管理者兼事務職として、従事者の管理の他、利用者や家族からの電話を受け、利用にあたっての聴取、病院等の紹介の業務を行っています。この場合、受験資格コード402の相談援助業務・連絡調整業務に該当しますか。

**A** 受験資格コード402は、介護保険法に基づく指定を受けた402に掲げる事業者において、相談援助業務・連絡調整業務に携わっている方の該当コードになります。専らの業務が管理者業務（従事者及び業務の管理）の場合や、事務職として、業務の一環で利用者の電話対応・簡易相談を行っている場合等は、受験資格コード402には該当しません。

**Q16.** 私は、介護職員初任者研修課程（旧訪問介護員に関する2級課程）を修了しており、病院で看護補助（介護）業務に5年以上従事しています。受験資格に該当しますか。

**A** 病院等において看護補助の業務に従事している場合であって、その主たる業務が介護等の業務である場合は、実務経験として算入できます（受験資格コード607）。ただし、ベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務、透析治療・血圧測定補助など医療業務補助は、受験資格に該当しません。業務内容等を確認してお申し込みください。

**Q17.** 私は、複数の訪問介護事業所で登録ヘルパーとして勤務していますが、この場合、従事期間及び従事日数の取扱いはどうなりますか。

**A** 同一の期間内に複数の事業所で勤務しているような場合には、重複している従事期間は通算できませんが、従事日数は算入することができます。ただし、1日に2か所で勤務しているような場合の従事日数は1日としてしか算入されません。同一の期間内に複数の事業所で勤務している場合は、「従事日数内訳証明書」をそれぞれの事業所から証明してもらい、「実務経験証明書」とあわせて提出してください。重複して勤務している日を確認した上で、従事日数を確定します。

**Q18.** 私は、保健師の資格を持ち、市役所の介護保険課の非常勤職員として、介護保険の認定調査員をしています。受験資格に該当しますか。

**A** 認定調査業務は、要援護者に対する直接的な対人援助ではないため、受験資格に該当しません。また、保健師の本来業務ではないため、「保健師」としての受験もできません。

**Q19.** 私は、介護福祉士及び社会福祉主事任用資格を持ち、市役所の高齢福祉課の非常勤職員として、高齢者住宅の入居相談員をしています。受験資格に該当しますか。

**A** 高齢者住宅入居相談業務は、受験資格に該当しません。この他にも、市町村役場の高齢福祉課等の窓口での相談業務は、実務経験に算入できません。ただし、当該組織が地域包括支援センター等の指定を受けており、受験資格コード1209または1242の業務に該当している場合または福祉事務所未設置町村の老人福祉担当職員で受験資格コード301に該当する場合（主として受験資格コード1207に準じた相談援助業務に携わっている場合）は、実務経験に算入することができます。

**Q20.** 受験申込みにあたり、これまでの実務経験すべてを申告する必要はありますか。

**A** 受験資格を満たす範囲で実務経験証明書を提出いただければ、すべての実務経験を申告いただく必要はありません。

**Q21.** ボランティア団体で介護業務を行っていた場合、受験資格に該当しますか。

**A** ボランティア等公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている場合は、受験資格コード608（カ）に該当します。団体代表者が発行した実務経験証明書に、（1）団体概要（団体名、発足日、活動内容（介護）が記載された書類）、（2）ボランティアセンター等に団体として登録していることが確認できる書類（登録票の写し等）を添付してください。

### (3)提出書類に関すること

**Q22.** 平成 28 年度より前に証明された「実務経験証明書」を提出した場合、実務経験期間として算入できますか。

**A** 原則的には平成 28 年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験「実務経験証明書」を提出していただかなくてはなりません、事業所の廃止等により申込現在において実務経験証明書の証明者が不在の場合については、Q24.を参照ください。

**Q23.** 私は、資格取得後に姓が変わったため、受験申込書と免許証に記載された姓が異なっています。どうしたらよいですか。

**A** 婚姻等により、受験申込書と各種提出書類の姓が異なっている場合には、その経過がわかる戸籍抄本（原本・6か月以内発行のもの）を添付してください。

**Q24.** 勤務していた事業所（法人）が廃業してしまったために、実務経験証明書が発行してもらえない場合は、どうすればよいのですか。

**A** 施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等を提出していただければ、実務経験として算入できる場合があります。詳しくは、県福祉カレッジまでお問い合わせください。

**Q25.** 看護師の合格通知があるので、これを免許証に代えて提出しても大丈夫でしょうか。

**A** 看護師免許は、「看護師籍」に登録された時点で資格を取得したことになりますので、合格通知では認められません。登録後の免許証の写しを必ず提出してください。免許証に裏書きがある場合には、両面ともコピーをして、必ずその部分も提出してください。他の国家資格等も同様です。

**Q26.** 私は個人開業で鍼灸院を営んでいます。実務経験証明書の証明はどうすればよいですか。

**A** 個人開業のように、証明者と受験申込者が同一の場合には、本人が発行する実務経験証明書とあわせて、保健所等が発行する開業許可証、開設届等（開設地・開設年月日のわかる書類）の写しを添付してください。なお、介護保険の指定事業所開業において、証明者と被証明者（受験者）が同一の場合は、都道府県知事・区市町村長が発行した指定通知書の写しを添付してください。

**Q27.** 私は、特別養護老人ホームで介護業務に3年間従事したあと、異動により生活相談員として相談援助業務に2年間従事しました。勤務先は同じですが、実務経験証明書は2枚必要ですか。

**A** 同一施設内で職種変更があった場合は、実務経験証明書の業務内容欄に、職種名・その職種における従事期間・従事日数・職務内容が詳細に記載されていれば、1枚の実務経験証明書で構いません。ただし、同一法人・同一会社内であっても、複数の施設・事業所等を異動している場合は、お手数ですが、それぞれの施設・事業所ごとに実務経験証明書を作成してください。

**Q28.** 介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行申請中のため、受験申込みまでに間に合いません。どうしたらよいですか。

**A** 再発行の手続きを行ったことがわかる証明書を添付してください。例えば、再発行申請書の写しや、発行元が再発行申請書を受け取ったことを証する書類（受理証等）の写しです。なお、試験は『見込み』での受験申込みになりますので、登録証が届きましたら、速やかに、その写しを簡易書留郵便にて提出してください。提出期限までに書類の提出がなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効になりますので、ご注意ください。（平成 28 年度の提出期限は、平成 28 年 10 月 12 日（水）※当日消印有効です。）

**Q29.** 3か所の事業所から実務経験を証明してもらいましたが、従事期間は1ヶ月未満を切り捨てたので、通算すると4年11ヶ月になってしまいました。日数は900日以上ありますが、受験できませんか。

**A** それぞれの事業所での従事期間で1ヶ月未満として切り捨てた日数については、合計して30日あれば1ヶ月とみなします。したがって、3か所の従事期間の端数を合計して30日以上あれば5年とみなされ受験できます。

#### (4)実務経験証明書の省略(省略受験)に関すること

**Q30.** 私は昨年度、富山県で受験しましたが、同じ法人内で異動となり、申込現在の勤務地は石川県です。富山県で省略受験はできませんか。

**A** 申込時点での勤務先が石川県の場合、受験地要件を満たさないため、富山県で受験はできません。石川県で受験手続きを行ってください。

**Q31.** 私は昨年度、他県で受験しましたが、現在富山県で勤務しているため、今年度の受験地は富山県となります。昨年度の不合格通知の添付で富山県において省略受験をすることはできますか。

**A** 他県で受験した際の不合格通知では、富山県で省略受験をすることはできません。必ず実務経験証明書を提出してください。

**Q32.** 私は一昨年度、富山県で受験しましたが、不合格通知も受験票も紛失してしまいました。再発行をしてもらって省略受験をすることはできますか。

**A** 省略受験が可能となるのは、昨年度の試験のみです。また、試験結果通知及び受験票の再発行は一切できませんので、再度実務経験証明書を提出してください。

#### (5)その他

**Q33.** 受験申込後、婚姻により姓及び住所が変更になりました。届出は必要ですか。

**A** 受験申込後に氏名、住所等の変更が生じた場合は、試験会場にて変更内容を届け出てください。届け出方法は、試験当日会場で案内します。

**Q34.** 受験手数料を払込後、受験資格を満たしていないことが判明しました。受験申込みは、まだしていません。受験手数料は返還してもらえますか。

**A** 介護支援専門員実務研修受講試験担当まで連絡をください(電話:076-432-6560)。「振替払込請求書兼受領証」(原本)または「ご利用明細票(振替受付票)」(原本)を提出いただける場合のみ、返還が可能となります。

**Q35.** 受験手数料を勤務している事業所が払ってくれることになりました。この場合、受験手数料払込の氏名は事業所名でもよいのですか。

**A** 審査時に受験者氏名と受験手数料払込者の氏名の確認を行いますので、必ず受験者氏名で払込をしてください。なお、払込の際には、必ず要項に添付の専用払込取扱票を使用して手続きしてください。

**Q36.** 試験対策講座は実施されていますか。

**A** 県福祉カレッジは、介護支援専門員実務研修受講試験実施機関なので、試験対策講座は実施していません。